

青色申告

蒲田会報

No. 802

令和4年
3月号

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目 43 番7号ロイヤルハイツ蒲田 307号
TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381
<http://www.kamata-aoiro.or.jp>

発行人 江川慎郎

ご確認ください

納税の際のご注意

①振替納税をご利用の方

確実に振替納税できるよう、振替日の前日までに指定口座の預貯金残高をご確認ください。
なお、振替納税は、申告期限までに申告書を提出された場合に限り利用できます。

令和3年分の所得税等の確定申告分（第3期分）の振替日は、令和4年4月21日（木）です。

消費税等の口座振替日は、4月26日（火）です。

※ 納税が期限に間に合わなかった場合、納期限の翌日から納付日までの延滞税も併せて納付する必要があります。また、振替納税についても残高不足等で振替できなかつた場合には、納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかりますので、納付書により、最寄りの金融機関等の窓口で、確定申告分の納税額と共に納付してください。

②現金で納税される方

令和3年分の所得税等の確定申告分（第3期分）の納期限は、令和4年3月15日（火）です。
消費税等の納期限は、3月31日（木）です。

なお、申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等によるお知らせはありません。納付書がない場合は税務署窓口などで入手の上、最寄りの金融機関または所轄税務署の納税窓口（9時～16時）で納付してください。

また、QRコードによりコンビニエンスストアで納付する方法もありますので、右記のQRコードをご確認ください。

③その他の納税方法

e-Taxで納付する方法、クレジットカードで納付する方法がありますので、右記のQRコードをご確認ください。

※延納について

所得税等の確定申告により納付する税額（第3期分の税額）の2分の1以上の金額を3月15日（火）までに納付（振替納税の場合は4月21日に口座振替）すれば、残りの税額を令和4年5月31日（火）まで延納することができます。延納を希望する場合には、申告書第一表の延納の届出欄に「申告期限までに納付する金額（2分の1以上）」及び「延納届出額」を記入してください（振替納税の場合、延納の届出欄に記入がなければ延納になりません）。なお、延納期間は、年0.9%の割合で利子税がかかります。

申告に誤りがあった場合等

確定申告をした後に申告内容に誤りが見つかった場合、申告をした税額等が実際より少なかったときは「修正申告」をしてこれらの金額を正しい額に訂正してください。また、多かったときは「更正の請求」をして正しい額に訂正することを求めることが出来る場合があります。

誤っている申告額を自発的に訂正されない場合には、税務署長が正しい額に更正する場合があります。

また、期限内に申告することを忘れていた場合には、できるだけ早く申告するようにしてください。なお、申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をされなかつた場合には、税務調査の上で税務署長が所得金額や税額を決定する場合があります。税務署長が更正や決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合などには、新たに加算税が賦課される場合があるほか、法定申告期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

※ ご質問等ございましたら、事務局までお問い合わせください。



コンビニエンスストア



e-Tax



クレジットカード

ワンポイント情報

おもな税務カレンダー (令和4年4月～5年3月)

	国 税	地方税(23区内)
4月	申告所得税及び復興特別所得税の確定申告分の振替納税 4/21(木) 消費税及び地方消費税の申告分の振替納税 4/26(火)	
5月	消費税の中間申告と納付(年3回の方) ~5/31(火)	自動車税種別割・軽自動車税種別割
6月		都民税・特別区民税 第1期 固定資産税・都市計画税 第1期
7月	納期の特例を受けた源泉所得税の納付 ~7/11(月)	
8月	申告所得税及び復興特別所得税の予定納税の納付 第1期 ~8/1(月) 消費税の中間申告と納付(年1回・3回の方) ~8/31(木)	都民税・特別区民税 第2期 個人事業税 第1期
9月		固定資産税・都市計画税 第2期
10月		都民税・特別区民税 第3期
11月	申告所得税及び復興特別所得税の予定納税の納付 第2期 ~11/30(水) 消費税の中間申告と納付(年3回の方) ~11/30(水)	個人事業税 第2期
12月	消費税簡易課税制度選択届出書提出期限(注1)	固定資産税・都市計画税 第3期
1月	納期の特例を受けた源泉所得税の納付 ~1/20(金) 法定調書合計表の提出	都民税・特別区民税 第4期 住宅用地の申告 償却資産の申告 給与支払報告書の提出
2月	申告所得税の確定申告と納付 ~3/15(水) 消費税及び地方消費税の申告と納付 ~3/31(金) 贈与税の申告 ~3/15(水)	固定資産税・都市計画税 第4期
3月		都民税・特別区民税の申告(~15日) 個人事業税の申告(~15日) 事業所税(~15日)

注1 原則として「消費税簡易課税制度選択届出書」の効力は、簡易課税制度の適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに提出しなければなりません。

毎月	源泉所得税の納付 (~10日) 消費税の中間申告(年11回の方)	都民税・特別区民税の特別徴収
----	-------------------------------------	----------------

※申告や納付期限が土曜日または休日に当たるときは、休日の翌日がその期限となります。

★所得税の青色申告承認申請書★

最初に青色申告をしようとする年の3月15日までに税務署に提出してください。

新たに事業を開始したり不動産の貸付けをした場合には、その事業開始等の日から2ヶ月以内に提出してください。相続による事業承継の場合は別途規定があります。

★青色事業専従者給与に関する届出・変更届出書★

その年分以後の青色事業専従者給与額を必要経費に算入しようとする青色申告者は、3月15日までに税務署に青色事業専従者給与に関する届出書を提出してください。

なお、専従者給与の金額の基準を変更する場合や新たに専従者が加わった場合には、遅滞なく青色事業専従者給与に関する変更届出書を提出してください。

青色申告会関係 口座引落日

- ・青色申告会会費…5月23日・11月24日の年2回
- ・青色共済会費…6月23日・9月23日・12月23日・3月23日の年4回
- ・東京傷害保険・がん保険保険料…6月23日・12月23日の年2回
- ・小規模企業共済掛金…毎月18日
- ・経営セーフティ共済掛金…毎月27日

※振替日が休日の場合、翌営業日

※ご質問等ございましたら、事務局までお問い合わせください。

【会費も納税も安心・便利な口座振替をご利用ください】

青色申告特別控除 65万円を初めて目指す方のための会計ソフト説明会のご案内

事業所得や不動産所得（事業的規模）を営んでいる青色申告をされている方で、①正規の簿記の原則により記帳、②申告書に貸借対照表と損益計算書などを添付、③期限内申告、④電子申告又は電子帳簿保存をしている方については、青色申告特別控除として最高65万円を控除することができます。（令和3年分から④の要件が増えました。）

青色申告特別控除最高65万円の適用を受けたい方は、複式簿記の基礎知識は必要不可欠です。また、簿記の知識だけでは、申告書に添付する貸借対照表、損益計算書を作成することは出来ませんが、会計ソフトを利用することによって、記帳の効率化を図ることが出来ます。

本年の「青色申告特別控除65万円を初めて目指す方のための会計ソフト説明会」は、新型コロナウイルス等の感染症対策として、個別での対応とさせていただきます。青色申告特別控除65万円の対象になるかの確認、会計ソフトの利用申込、今後の指導の流れ等をご説明いたします。毎年何人の方が、青色申告特別控除65万円を適用できるようになっておりますので、ご希望の方は下記によりお申込みください。

◆日 程：令和4年4月18日（月）～22日（金）
午前9時30分／午後1時30分

◆会 場：事務局

◆参 加 資 格：パソコン（Windows 8以降）を所有し、パソコンの基本操作ができること
(令和2年分より青色申告特別控除の要件が変更になったため)

◆持 ち 物：令和3年分 決算書・確定申告書（控）
現在ついている帳簿・筆記用具（ボールペン）・印鑑
4,000円（テキスト代と令和4年度分会計ソフト利用料）

◆受 付：3月23日（水）以降に、事務局までお電話ください。

※新型コロナウイルス感染症等の影響により、中止となる場合がありますので、ご了承ください。

事業者の方へ

国税庁

消費税の
インボイス
制度

登録申請受付中！

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください!!



- 「e-Taxソフト(WEB版)」、「e-Taxソフト(SP版)」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能です。

- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

全国どこからでも誰でも参加可能な オンライン説明会を開催

●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553（無料）

【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。

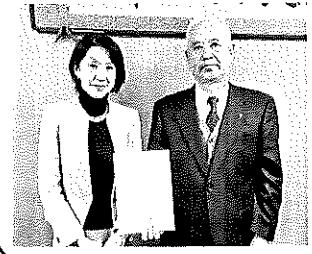
説明会サイトへ



●インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



青色コーナー協力要請
2月10日(木)、蒲田税務署において、青色申告制度の説明、青色申告制度の普及・拡大等を行う「青色コーナー」の設置に当たり、黒滝署長より江川会長に協力要請状が交付されました。



～国税庁からの発表資料（令和4年2月3日）～

新型コロナウイルス感染症の影響により申告期限までの申告等が困難な方へ

オミクロン株による感染の急速な拡大に伴い、確定申告期間（申告所得税：2月16日～3月15日）にかけて、感染者や自宅待機者のほか、通常の業務体制が維持できないこと等により、申告が困難となる納税者が増加することが想定されます。

こうした状況を踏まえ、令和3年分の確定申告について、新型コロナウイルス感染症の影響により申告等が困難な方については、令和4年4月15日までの間、簡易な方法により申告・納付期限の延長を申請することができるようになりました。

※事務局での確定申告指導については、上記に伴う特別な追加日程はありません。

※確定申告指導をご希望の方は、「令和3年分確定申告のご案内」冊子をご覧ください。

※新型コロナウイルス感染症の影響により申告等が困難な方につきましては、ご相談ください。

都税だより

☆個人で事業を営む方へ 個人事業税の申告期限は3月15日(火)です

都内において、個人で事業を営む方は、前年中の所得について、令和4年3月15日(火)までに、所管の都税事務所・都税支所・支庁へ事業税の申告をしてください。ただしこれで、所得税の確定申告書や住民税の申告書を提出した方は、改めて事業税の申告書を提出する必要はありません。

☆個人住民税の寄附金額控除を受けるには確定申告が必要です

地方自治体や一定の団体等に対して2,000円を超える寄附をした場合、一定額を上限として、個人住民税の税額控除を受けることができます。税額控除を受けるために確定申告書の「住民税に関する事項」欄に寄附先及び寄附金額等を記載し、領収書等を添付の上、税務署に申告する必要があります。

☆自動車の移転手続・廃車手続はお済みですか？

自動車税種別割は、毎年4月1日現在、自動車検査証(車検証)に記載されている所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税されます。自動車を譲渡したときは「移転登録」廃車したときは「抹消登録」の手続が必要です。手続がお済みでないと、手放したはずの自動車に自動車税種別割が課税されトラブルの原因となります。

また、引越しをしたときは、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で自動車の住所変更登録の手続が必要です。変更登録の手續が遅れますと、自動車税種別割の納税通知書が届かないなどのトラブルの原因となります。

都税を納付できるスマートフォン決済アプリが増え、さらに便利になりました。アプリ内で納付書のバーコードを読み取るだけで、いつでも、どこでも納税できます。詳細は、主税局HPをご確認ください。

【お問い合わせ先】大田都税事務所
電話 03(3773-3)2411(代表)

二月 事業報告

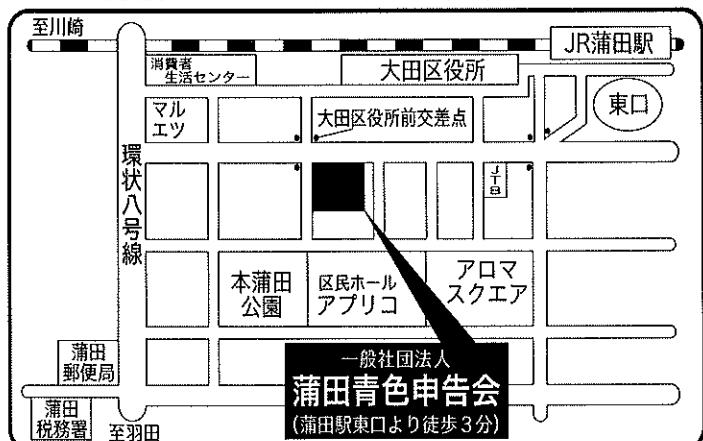
一日(一八日) 所得税確定申告指導会・事務局
青色コーナー協力要請状交付
蒲田税務署

3月23日(水)に令和4年5月～7月分
が引落しされます。なお、通帳印字をもつて
いたしませんので、ご了承ください。
**青色共済会費の口座
振替をご利用の方へ**

一般社団法人
蒲田青色申告会

入会金 2,000円
会費 年額24,000円
(月額2,000円)

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03(3732) 1310 FAX 03(3732) 1381



事務局の休業について
3月16日(水)は青色創立記念日のため、事務局を休ませていただきます。事務